　　　　　　　　　　　　横浜食肉市場肉牛出荷者協議会規約

　（名　　称）

第　１条　　本会は、横浜食肉市場肉牛出荷者協議会（以下「協議会」という）と称し

事務局を横浜食肉市場株式会社（以下「市場会社」という）内におく。

（目　　的）

第　２条　　協議会は、市場会社における計画出荷及び販売を通じて、出荷牛の品質向上

　　　　　と出荷者の経営安定に資することを目的とする。

（事　　業）

第　３条　　協議会は、目的の達成を図るために次の事業を行う。

1. 肉牛事故救済に関する事業
2. 計画出荷及び情報交換等に関する事業
3. その他目的達成に必要な事業

（会　　員）

第　４条

　　　　　１　協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

　　　　　２　正会員は、市場会社に肉牛生体及び枝肉を出荷する全ての出荷者及び出荷

　　　　　　　団体で加入申込書（別紙様式１）により協議会に届け出たものとする。

　　　　　３　賛助会員は、協議会の趣旨に賛同する個人及び団体で加入申込書（別紙様式２）により協議会に届け出たものとする。

（会　　費）

第　５条　　協議会の会費は、次のとおりとする。

1. 正会員の会費は、別に定める。
2. 賛助会員の会費は、別に定める賛助金とする。
3. 会費はいかなる場合においてもこれを返還しない。

　（総　　会）

第　６条

1. 会長は、前事業年度終了後2ヶ月以内に通常総会を招集するものとする。
2. 会長は、必要と認めたとき、または議決権を有する会員の3分の１以上が書面をもって要望したときは、臨時総会を招集することができるものとする。
3. 総会の招集は、開催日の１０日前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知するものとする。
4. 会長は、総会の議長となり、その運営にあたるものとする。

　（総会の議決事項）

第　７条　　次に掲げる事項は、総会の議決を受けるものとする。

1. 規約の改正
2. 肉牛事故救済制度の改正、改廃
3. 事業計画書、収支予算書及び事業報告書、収支決算書、
4. 役員の選任及び退任
5. その他、役員会において必要と認めた事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総会の構成及び議決権）

第　８条

　　　　　１　総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

　　　　　２　総会における議決権は、正会員については前年度の肉牛販売実績１２０頭以上で会費を納入した者が保有するものとする。その議決権数は正会員に

　　　　　　　ついては１２０頭につき１票（端数切捨）保有するものとする。賛助会員については、年会費２４万円につき１票（端数切捨）の割合で保有するものとする。

（総会の議決方法）

第　９条

　　　　　１　総会の議決は、議決権を保有する会員の２分の１以上が出席し、その議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決するものとする。

　　　　　２　会員は、委任状により他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

（議事録の作成）

第１０条　　総会の議事については、議事の経過及びその結果を記載した議事録を作成し

議長が予め指名した議事録署名人が、これに記名押印するものとする。

（役　　員）

第１１条

　　　　　１　役員は、総会において会員の中から選任し、その定数は、５名以上とする。

　　　　　２　会長１名、副会長１名、監事１名を役員の互選により定めるものとする。

　　　　　３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

　　　　　４　役員がやむをえない理由により任期途中で退任した場合は、補欠選任ができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（役員会、監事）

第１２条　　　役員会の運営は、次のとおりとする。

1. 役員会は、必要に応じ会長が招集し、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
2. 会長は、役員会の議長となり、その運営にあたるものとする。
3. 役員会の議決は、役員の半数以上が出席し、出席した役員の過半数をもってこれを決し可否同数の場合は議長がこれを決する。
4. 役員会の議事については議事録を作成し、役員はこれに記名押印するものとする。

　　　　（５）監事は、業務執行状況及び財務の状況を監査し、総会に報告する。

（役員会の審議事項）

第１３条　　　役員会は、次に掲げる事項を審議する。

1. 協議会の事業運営に関する事項
2. 総会の招集及び総会に付議する事項
3. その他、会長が必要と認めた事項

（事業年度）

第１４条　　　協議会の事業年度は、毎年4月１日より翌年３月３１日迄とする。

付　　則

一、この規約は、平成１６年　４月　１日から施行する。

　　一、設立総会における議決権は平成１５年４月～平成１６年１月末までの販売実績が１００頭以上の出荷者及び出荷団体で、１００頭につき１票（端数切捨）保有するものとする。

　（様式１）

横浜食肉市場肉牛出荷者協議会

正会員加入申込書

横浜食肉市場肉牛出荷者協議会

会　　　長　　 　梶　　原　　　豊　 　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

貴横浜食肉市場肉牛出荷者協議会規約の趣旨に賛同し、貴肉牛事故救済制度を了承のうえ、

正会員として入会いたしたく申し込みいたします。

（様式２）

横浜食肉市場肉牛出荷者協議会

賛助会員加入申込書

横浜食肉市場肉牛出荷者協議会

会　　　長　 梶　　原　　　豊　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

貴横浜食肉市場肉牛出荷者協議会規約の趣旨に賛同し、貴肉牛事故救済制度を了承のうえ、

賛助会員として入会いたしたく申し込みいたします。